

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R3.11.17	R3.12.1	東京都新京橋駐車場（30）改修工事における ・工事費内訳 ・工事種別内訳 ・科目別内訳 ・中科目別内訳 ・細目別内訳 ・別紙明細 ・特記仕様書 ・図面	1	1																建設局 道路管理部 管理課
2	R3.11.22	R3.12.2	街路築造工事及び電線共同溝設置工事（30五一放32東陽町）その2 第五回設計変更 設計書類一式	1	1																建設局 道路建設部 街路課
3	R3.11.22	R3.12.6	雑司が谷環状第5の1号線トンネル（仮称）（2）立坑築造工事その2 ・見積単価及び特別調査単価に関する資料	1	1																建設局 道路建設部 街路課
4	R3.11.26	R3.12.6	環境概況調査委託（2北南-小金井3・4・11外1路線） 報告書 （個人情報、動植物の重要種の位置に関する情報を除く）	1	1																建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
5	R3.11.26	R3.12.8	42建河管収第2358号 都道首都高速6号線（公有水面埋立地・道路引継）平面図No.1 ・実測平面図 ・実測求積図 43建河管収第1023号 六号線平面図其ノ二ノ一 ・一般平面図	71	1																建設局 河川部 指導調整課

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R3.11.29	R3.12.9	中川護岸耐震補強工事(その41) 第1～4回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
7	R3.12.2	R3.12.9	新中川護岸耐震補強工事(その13) 単価根拠資料	1	1															建設局 河川部 改修課
8	R3.12.2	R3.12.10	交差点予備設計(小比企)および交差点 詳細修正設計(館町和田) 報告書(平成28年3月)のうち、 現況重ね図	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
9	R3.12.7	R3.12.10	路面補修工事(2五の3)及び電線共同 溝設置に伴う道路復旧工事(2五-平井 5) 第1回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 第五建設事務所 補修課
10	R3.12.1	R3.12.13	武蔵野公園生物多様性保全利用計画策 定業務委託(3) 特記仕様書 第1回意見交換会資料	1	1															建設局 東京都 西部公園緑地事務所 工事課
11	R3.10.19	R3.12.14	道路(東京都市計画道路幹線街路外郭 環状線の2、同補助第229号線、同第 132号線、同第135号線及び同第230号 線)と西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳 沢駅間)との連続立体交差事業及びこ れに関連する街路事業に伴う環境影響 評価調査等の施行に関する協定書	6		1														(第7条第4号) 「法人印鑑の印影」は、公にすることにより偽造等がなされ、 犯罪の予防等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ があるため。 建設局 道路建設部 計画課

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

凡整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
12	R3.11.22	R3.12.15	神田川流域浸水予想区域（想定最大規模）、荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、石神井川及び白子川流域浸水予想区域（想定最大規模）、荒川水系石神井川洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、城南地区河川流域浸水予想区域（想定最大規模）、古川水系洪谷川・古川、目黒川水系目黒川、呑川水系呑川洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、江東内部河川流域浸水予想区域（想定最大規模）、野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域（想定最大規模）、多摩川水系野川、仙川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、河岸侵食）、残堀川流域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、河岸侵食）、境川流域浸水予想区域（想定最大規模）、境川水系境川洪水浸水想定区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、中川・綾瀬川圏域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、鶴見川流域浸水予想区域（想定最大規模）、鶴見川水系鶴見川、恩田川、真光寺川洪水浸水想定区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、秋川及び平井川流域浸水予想区域（想定最大規模、浸水継続時間、氾濫流、河岸侵食）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流）	1	1														建設局 河川部 計画課
13	R3.12.5	R3.12.16	東京都建設局公園緑地部公園課において、COVID-19に関連して東京都公園協会に対して2021年5月から2021年11月までに行われたやりとりについて、内容と経緯の分かる文書（別紙のとおり）	1	1													建設局 公園緑地部 公園課	

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

片整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	R3.11.12	R3.12.16	別紙「対象公文書一覧」のとおり	1		1													<p>(第7条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるおそれがあり、また、個人の人格及び属性と密接にかかわる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 <p>(第7条第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の内部管理情報であり、公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	建設局 総務部 総務課
15	R3.11.12	R3.12.17	別紙「対象公文書一覧」のとおり	1		1													<p>(第7条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるおそれがあり、また、個人の人格及び属性と密接にかかわる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 <p>(第7条第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の内部管理情報であり、公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	建設局 東京都 第六建設事務所 管理課
16	R3.12.8	R3.12.17	綾瀬川護岸耐震補強工事(その258) 契約変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課	
17	R3.12.8	R3.12.17	中川護岸耐震補強工事(その41) 第5回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課	

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

H整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
18	R3.12.13	R3.12.17	地下水位調査委託(3北南-小金井3・4・11外1路線) 特記仕様書 (個人情報及び情報セキュリティ等に関する特記仕様書を除く)	3	1														建設局 東京都 北多摩南部建設事務所 工事第一課
19	R3.12.13	R3.12.22	河川流水占用等許可に係る特例起案帳票 2五建管許第533号	10		1												(第7条第2号) 申請者の代表者及び担当者の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 (第7条第4号) ・申請者である団体の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・建物内部の構造は、公にすることにより、不法侵入等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東京都 第五建設事務所 管理課
20	R3.12.10	R3.12.23	東京都が許可した水利権一覧	1	1													建設局 河川部 指導調整課	
21	R3.12.12	R3.12.23	現・築地川公園多目的広場、北東方面に位置する上記未成区間のトンネル(カルバート) 全体平面図、 平面図、 側面図・断面図	3	1													建設局 東京都 第一建設事務所 工事課	
22	R3.12.17	R3.12.23	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊)(急傾斜地の崩壊区域調査) 201034-K050(個人情報を除く)	56	1													建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課	

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

H整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
23	R3.10.25	R3.12.24	「篠崎公園A地区園地整備基本設計業務報告書」(令和3年3月)中、基本設計の検討に係る資料	1		1													<p>(第7条第5号)</p> <p>都、国及び江戸川区の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を与えるおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号)</p> <p>江戸川区が行う区画整理事業に関する情報は、公にすることにより、公正な換地処分が阻害され、江戸川区との本事業に関する信頼関係が損なわれるなど、区画整理事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。</p>	建設局 東京都 東部公園緑地事務所 事業推進課
24	R3.12.10	R3.12.24	街路築造工事(30二-補26三宿) 第三回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 道路建設部 街路課	
25	R3.12.22	R3.12.24	地下広域調節池(梅里換気塔)建築工事 種目別内訳書、科目別内訳書、 中科目別内訳書、細目別内訳書、 別紙明細書	1	1														建設局 東京都 第三建設事務所 工事第二課	
26	R3.12.16	R3.12.27	上平井水門耐震補強工事(その2) 令和3年11月16日契約変更 設計書類一式	1	1														建設局 河川部 改修課	
27	R3.12.20	R3.12.27	平久川護岸耐震補強工事(その1)その3 平久川護岸耐震補強工事(その3)その4 共通仮設費算出根拠	1	1														建設局 河川部 改修課	

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

H整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
28	R3.12.17	R3.12.28	<p>・道路使用許可書 場所：中野区中央五丁目126番1、2 地先(都道：中野通り側・歩道) 建築主：〇〇 施工者：〇〇</p> <p>・道路使用許可書に係る〇〇との協議 /意見交換などの打合せ記録 場所：中野区中央五丁目126番1、2 地先 建築主：〇〇 施工者：〇〇</p>																<p>事業用地の一時使用にあたり警察署宛て道路使用許可の申請手続は行っていないため、実施機関では対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。</p>	建設局 東京都 第三建設事務所 用地課